

# 山梨県公報

号外第二十五号

平成二十年

五月九日

日 曜 金

## 目 次

### 監査委員

住民監置請求の監査結果……………1

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監置請求の監査結果を次のとおり公表する。

平成二十年五月六日

山梨県知事 櫻 井 隆 昭  
監 査 委 員 長 櫻 井 隆 昭

### 山梨県知事措置請求に係る監査の結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の受付

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき山梨県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、平成20年3月12日、山梨市 A外10名（以下「請求人」という。）から提出された。

##### 2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面にに基づき、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨を概ね次のとおりと解した。

(1) 山梨県議会議員深沢登志夫他37名（小越智子を除く）は、平成19年8月16日から同年9月10日までの間、各自の自宅住所地から山梨県議会議事堂所在地（以下「議事堂所在地」という。）までの応招旅費の費用弁償として、合計、

金5,947,200円を受け取っている。

(2) 普通地方公共団体の議会の議員は、法第203条第3項の規定により「職務を行うため要する費用」の弁償を受けることができるが、費用弁償とはあくまで「職務を行うため要する費用の弁償」であって、それを超えた金員の支給は違法な支出となる。

(3) また、地方財政法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えてこれを支出してはならない。」と定めており、「職務を行うため要する費用」を超えた金員の支給は違法な支出となる。

(4) 上記(2)及び(3)に照らすと、深沢登志夫他37名（小越智子を除く）の県議会議員各自の自宅住所地から議事堂所在地までの往復に要する交通費の実費を超える金員の支給は、違法な公金の支出に当たると認められる。

したがって、監査委員は、山梨県知事に対し、次のように勧告することを求める。

深沢登志夫他37名（小越智子を除く）の県議会議員に対し、各自の受領した金額から、各自の自宅住所地から議事堂所在地までの往復に要する交通費の実費を差し引いた金額を山梨県に返還させること。

#### 事実を証する書面

- ・ 常任委員会費用弁償（応招旅費）支給内訳 (H19.5.8、臨時議会)
- ・ 常任委員会費用弁償（応招旅費）支給内訳 (H19.5.16、常任委員会)
- ・ 定例会費用弁償（応招旅費）支給内訳 (H19.6.14～29(12日)、6月定例会)

#### 第2 請求の要件審査

本件請求について、法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成20年3月19日付けで受理した。

#### 第3 監査の実施

##### 1 監査委員の除斥

清水武則委員及び高野剛委員は、本件措置請求と直接の利害関係を有しているため、法第199条の2の規定により除斥とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成20年4月15日、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、次のような趣旨の陳述があった。

- ・ 費用弁償は議員の特権による過大な支給である。
- ・ 議会会期中の休会日に登庁しなくても費用弁償が支給されていることは、一般県民の感覚では理解できない。
- ・ 本件措置請求に係る応招旅費の大半が所得税法第183条に違反している。
- ・ また、関係職員等の陳述に対して、次のような趣旨の意見書の提出があった。
- ・ 費用弁償の中の日当相当分（議案調査のための経費）は、政務調査費と重複しており、到底許されるものではない。
- ・ 県議会議員がいわば職場である県議会へ業務として通勤することに対し、費用弁償として、日当相当分が支払われることは理解できない。

3 監査対象事項

本件措置請求に係る山梨県議会議員深沢登志夫他37名（小越智子を除く）（以下「県議会議員」という。）に対する費用弁償の支給（以下「本件支出」という。）について、次の点を判断することとした。

- (1) 違法な点が認められるかどうか。
- (2) 違法な点が認められる場合は、山梨県の損害の範囲と山梨県知事に対する損害補填の措置。

4 監査対象部局

議会事務局

5 監査の方法

法第242条第4項の規定による監査は、次の方法で実施した。

- (1) 書類調査  
議会事務局に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。
  - (2) 陳述の聴取  
議会事務局に対し、平成20年4月15日に陳述の聴取を行ったところ、概ね次の趣旨の陳述があった。
- ① 本県における費用弁償の支給について

法第203条第3項は、同条第1項に定める議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるとされ、同条第5項で、費用弁償等の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされている。

本県においては、山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項により、議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給することとしており、同条第2項により、議会に出席のため旅行したとき又は議会閉会中において常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会に出席したとき（山梨県議会事堂に招集された旅行した場合に限る。）の旅費の額は、別表第二により1日当たりの定額で支給することとしており、さらに同条第3項により、議会に出席のため旅行したときは、本会議に出席した日、委員会に出席した日、議案調査等に要する日としている。

この旅費の額は、日当相当分と交通費相当分であり、日当相当分とは議会会期中に行われる議案調査のための経費、議会待機のための経費等である。

② 費用弁償に関する議会の裁量について

費用弁償は1日当たりの定額により支給するものであるが、こうした費用弁償の額を定額で定めることについては、平成2年12月21日の最高裁判例において、「あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときは、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することも許される」と解すべきであること、そして、「この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられている」と解するのが相当であるとされている。

裁量権を逸脱するか否かの判断については、平成14年9月27日大阪地裁判決において、「定額方式が認められる理由に鑑みるならば、法は、費用弁償条例制定にあたり、具体的な費目をあげ、各費目の金額を積算して一定の額を算定することまでを要求するものではないと解される。したがって、具体的に如何なる費目が含まれているかは条例の解釈問題であると解されるところ、かかる金額が標準的な実費である一定の額として議会の裁量権の範囲を超え又は濫用したものであるか否かを検討するに当たっては、解釈上想定される費目がおおよそ費用弁償としての建前に反する場合でない限り、結局、費用弁償の一定の額が、それらの費目の金額の合計額として、実費弁償という建前を損なわない限度内にあるか否かを検討することとなる」「そして、費用弁償と同様に実費弁償を本質とすると解される国家公務員の旅費についてみると、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）第6条第1項は、旅費の種類として、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移動料、着後手当、扶養親族移動料、支度料、旅行雑費及び死亡手当をあげ、また、同法第26条が規定する日額旅費は、同法第6条第1項に掲げる旅費に代え支給されるものとされるのである